

令和7年度地域別最低賃金額改定の日安について 答申が取りまとめられました

求人申込の際には、試用期間・研修期間を含め
地域別最低賃金を下回らないようご注意ください。

求人申込の際には、以下にご留意ください

求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回る場合

求人票に記載された「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回った場合、
最低賃金以上の賃金額に変更されるまで求人票の公開を中止します。

また、求人申込の際に「賃金」の下限額が地域別最低賃金を下回った場合、
法令違反となるため、求人の受理はできません。

地域別最低賃金額の改定に伴う求人票の取扱いについて

今後、各都道府県地方最低賃金審議会での審議等を経て、各都道府県労働局長が令和7年度地域別最低賃金額を決定する見通しですが、決定後は、求人票の賃金額変更の手続き等が増加することが予想されます。

(令和7年度地域別最低賃金額改定の日安額については裏面をご参照ください。)

決定(※1)後の令和7年度地域別最低賃金額を踏まえ、求人票の賃金額の変更が必要な場合は、改定後の地域別最低賃金額が発効(※2)するまでに、
下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

(※1) 例年9月頃、官報に公示いたします。
各都道府県労働局ホームページにも掲載
いたします。

(※2) 官報公示の30日後に効力が生じます。
発効日は例年10月頃となります。

担当・お問い合わせ先
ハローワーク上野 事業所第一部門
TEL: 03-5818-8609 (31#)